

広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問（情）第 192 号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、砂防指定地内河川である内浜川、東川、田の浦川、大砂川、柏野川、青田川、郷川、城川、西川、西の川及び支川、本川及び支川、片山谷川、原田川、本郷川、原下川、小原川、太田川、盛谷川並びに西郷川（以下これらを「内浜川等」という。）に架けられている全ての橋について、「許可権者（国有地管理者）が、橋梁の設置者に対して、『行政財産上の排他的、かつ、独占的な使用権の設定』を許可している事実を明らかにする文書（①橋梁の所在地名、②河川名及び③橋梁を設置することについての必要不可欠性を調査した記録を含む。）」の開示請求に対し、内浜川等に架けられている橋の広島県砂防指定地管理条例（平成 14 年条例第 47 号。以下「管理条例」という。）に基づく占有許可及び同意に関する起案文書並びに河川法（昭和 40 年法律第 167 号）に基づく占有許可のうち、橋梁の所在地名、河川名及び申請書の審査記録が記載されている部分（以下これらを「本件対象文書」という。）を特定し、行政文書開示決定又は行政文書部分開示決定（以下これらを「本件処分」という。）をしたことは、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成 17 年 9 月 19 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、砂防指定地内河川である内浜川等に架けられている全ての橋について、許可権者（国有地管理者）が、橋の設置者に対して、「行政財産上の排他的、かつ、独占的な使用権の設定」を許可している事実を明らかにする文書（①橋梁の所在地名、②河川名及び③橋梁を設置することについての必要不可欠性を調査した記録を含む。）の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は本件請求に対し、本件対象文書を特定の上、条例第 10 条第 2 号（個人情報）に該当する情報を不開示とし、別表の「決定内容」欄のとおり、本件処分を行い、平成 17 年 11 月 14 日付けで異議申立人に通知した。

なお、実施機関は本件処分を行うに際し、平成 17 年 10 月 3 日付けで、異議申立人に補正通知を行い、同月 10 日付けで、異議申立人から当該補正通知への回答書が提出され、さらに、実施機関は、同月 12 日付けで、条例第 8 条第 2 項の規定に基づき、決定期間の延長を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 17 年 12 月 18 日付けで、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。平成 26 年法律第 68 号による改正前のもの）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件対象文書以外に文書が存在するとして、その開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件請求の開示請求書で請求した行政文書は、実際に架けられている橋について、①橋の所在地名、②河川名及び③橋梁を設置することについての必要不可欠性を調査した記録であるが、広島県は、実際にある橋の一部のみを開示することによって、許可を得ずに不法に砂防設備を占有している多数の橋に係る「橋梁を設置することについての必要不可欠性を調査した記録」を隠匿した。
- (2) 広島県は、内浜川等には、不法占有している橋梁が一本も架かっていないと説明しているのか、又は、不法占有している橋梁についての調査（現実に設置されている事実を踏まえた上での必要不可欠性の調査）をしていないと弁明しているのか、いずれにしても不当な処分である。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で主張する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

砂防指定地内の河川に橋を設置しようとする者は、管理条例第3条及び第4条の規定に基づき、実施機関へ事前に申請書（以下「許可申請書」という。）を提出の上許可を受けなければならないとされている。

許可申請書の提出があった場合には、記載事項に漏れがないかどうか（橋梁の所在地名及び河川名を含む。）また、申請内容が必要不可欠性などの許可基準を満たしているかどうかを審査し、その記録を審査記録簿に記載することとしている。橋梁の所在地名や河川名が記載された許可申請書及び必要不可欠性などを審査した審査記録簿は、当該申請に対する許可審査に係る起案文書の中につづられ、年度ごとに保管されている。

本件請求の内容から、東広島地域事務所建設局竹原支局（以下「本件担当建設局」という。）において、当該起案文書を本件請求の対象となる行政文書と特定し、本件担当建設局の管内の砂防指定地内河川について、検索を行った。

その結果、同管内の砂防指定地河川のうち、内浜川等に架かる橋について、本件請求の対象となる行政文書が存在していたため、条例第7条第1項、第3項及び条例第11条第1項の規定により、本件処分を行った。

不開示とした部分は、申請人の氏名及び住所が記載されており、特定の個人が識別され得る情報であるため、条例第10条第2号の不開示情報に該当すると判断した。

第5 審査会の判断

1 本件異議申立てについて

本件請求の開示請求書によると、異議申立人は、異議申立人らの砂防指定地内制限行為及び砂防設備占有許可申請に対する不許可処分に係る審査請求における裁決書に、実施機関が、国有地である河川に工作物である橋梁を設置する

行為は原則禁止であり、特別な場合に限り例外的に許可権者は許可している、また、橋梁が投影する河底を占有することは、許可権者が橋梁の設置者に対して「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」を許可していることになる旨を記載していることを踏まえて本件請求をした。

本件請求に対し、実施機関が、管理条例又は河川法に基づく占有許可申請書又は協議書（以下これらを「占有許可申請書等」という。）が提出された橋のみ特定して本件処分を行ったところ、異議申立人は、実際にある橋の一部のみを開示することによって、許可を得ずに不法に砂防設備を占有している多数の橋に係る文書を隠匿した旨主張していることから、異議申立人は、実施機関において、占有許可申請書等の提出がされていない橋の設置者に対しても「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」を許可又は同意（以下これらを「許可等」という。）しているはずであると考え本件異議申立てをしたものと解される。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

そもそも「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」は、実施機関が上記裁判書において、国有地占有について定義したものであって、占有許可申請書等が提出されていないものに対して「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」、すなわち占有の許可等をすることはあり得ない。

したがって、占有許可申請書等を提出していない橋について、「行政財産上の排他的、独占的な使用権の設定」を許可等している事実を明らかにする文書が存在しないのは当然である。

また、異議申立人は、開示請求書に「①橋梁の所在地名、②河川名及び③橋梁を設置することについての必要不可欠性を調査した記録を含む。」と記載しているが、そのような調査は占有許可申請書等が提出されてから、申請書類に基づいて行われるものと考えられる。

以上のことから、実施機関が、占有許可申請書等が提出された橋のみ特定して本件処分を行ったことは妥当である。

なお、異議申立人は、実施機関が行った別の砂防指定地内河川に係る文書の開示決定又は部分開示決定に対する異議申立てにおいて、開示請求の対象とされた行政文書の件名を実施機関が「広島県砂防指定地管理条例に基づく（以下略）」という内容に一方向的にすり替え、管理条例が施行される前の、昭和46年2月1日施行の広島県砂防指定地管理規則（昭和46年規則第3号。以下「管理規則」という。）に係る行政文書に関する開示決定等を全く行わなかった旨主張していることから、本件異議申立てにおいてもこの点について検討する。

管理条例附則第2項で「この条例の施行前に広島県砂防指定地管理規則（昭和46年広島県規則第3号）の規定によってした処分、届出、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例によってした行為とみなす。」と規定されており、管理規則の規定によって行った処分は管理条例の規定によって行ったとみなされており、管理条例のみが記載されていても、管理規則の規定による許可等が除外されているわけではなく、事実、本件対象文書には管理規則によるものも含まれているのであるから、対象文書の特定に誤りがあったとはいえない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

河川名	決定内容
内浜川	部分開示
東川	開 示
田の浦川	開 示
大砂川	開 示
柏野川	部分開示
青田川	部分開示
郷川	部分開示
城川	開 示
西川	開 示
西の川及び支川	開 示
本川及び支川	部分開示
片山谷川	部分開示
原田川	部分開示
本郷川	部分開示
原下川	部分開示
小原川	開 示
太田川	部分開示
盛谷川	部分開示
西郷川	部分開示

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 18 年 2 月 13 日	・ 諮問を受けた。
令和元年 10 月 4 日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和元年 12 月 23 日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和 2 年 1 月 20 日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2 年 8 月 21 日 (令和 2 年度第 4 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2 年 9 月 18 日 (令和 2 年度第 5 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広 島 大 学 大 学 院 教 授
山 田 健 吾 (部 会 長)	広 島 修 道 大 学 教 授